

主任技術者の配置義務の見直し

対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**として、以下の工事を想定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が3500万円以上となっていることを踏まえ規定する予定

手続き (第1. 3. 4. 5項)

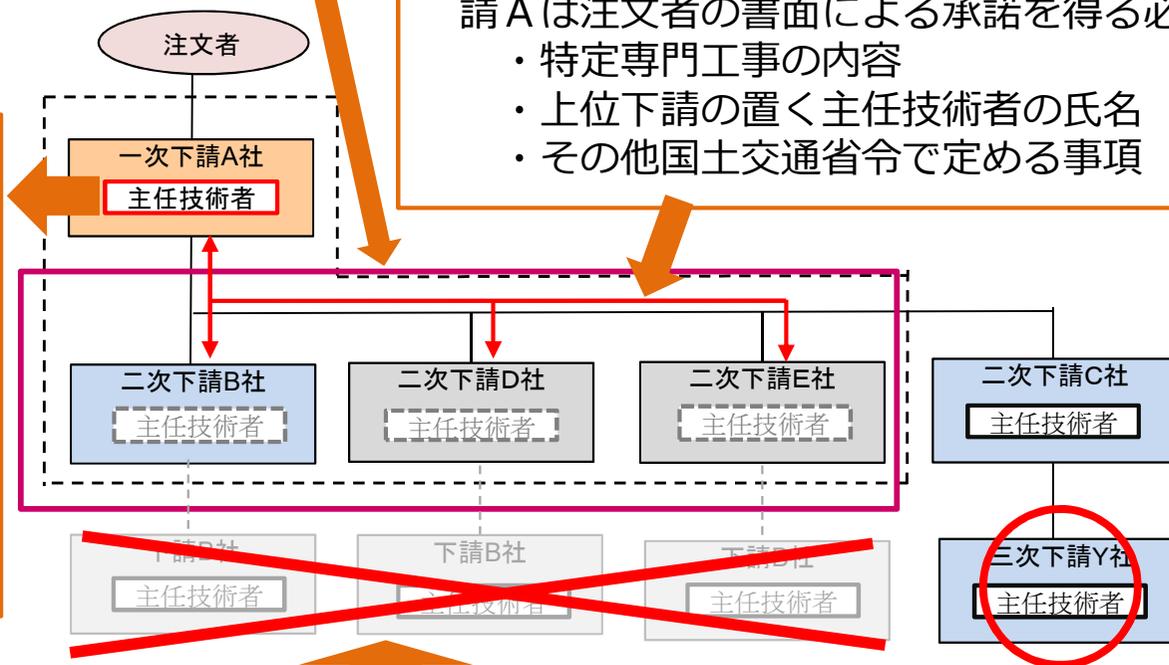
工事を注文する者 (一次下請A) と工事を請け負う者 (二次下請B、D、E社) が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項

配置される主任技術者の要件 (第6項)

上位下請 (一次下請A社) の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し**一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任**で置かれること。



再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人 (二次下請B、D、E社) は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。**⇒違反した場合、監督処分の対象となる ※ 主任技術者を置いている (制度を利用していない) 下請は再下請可能